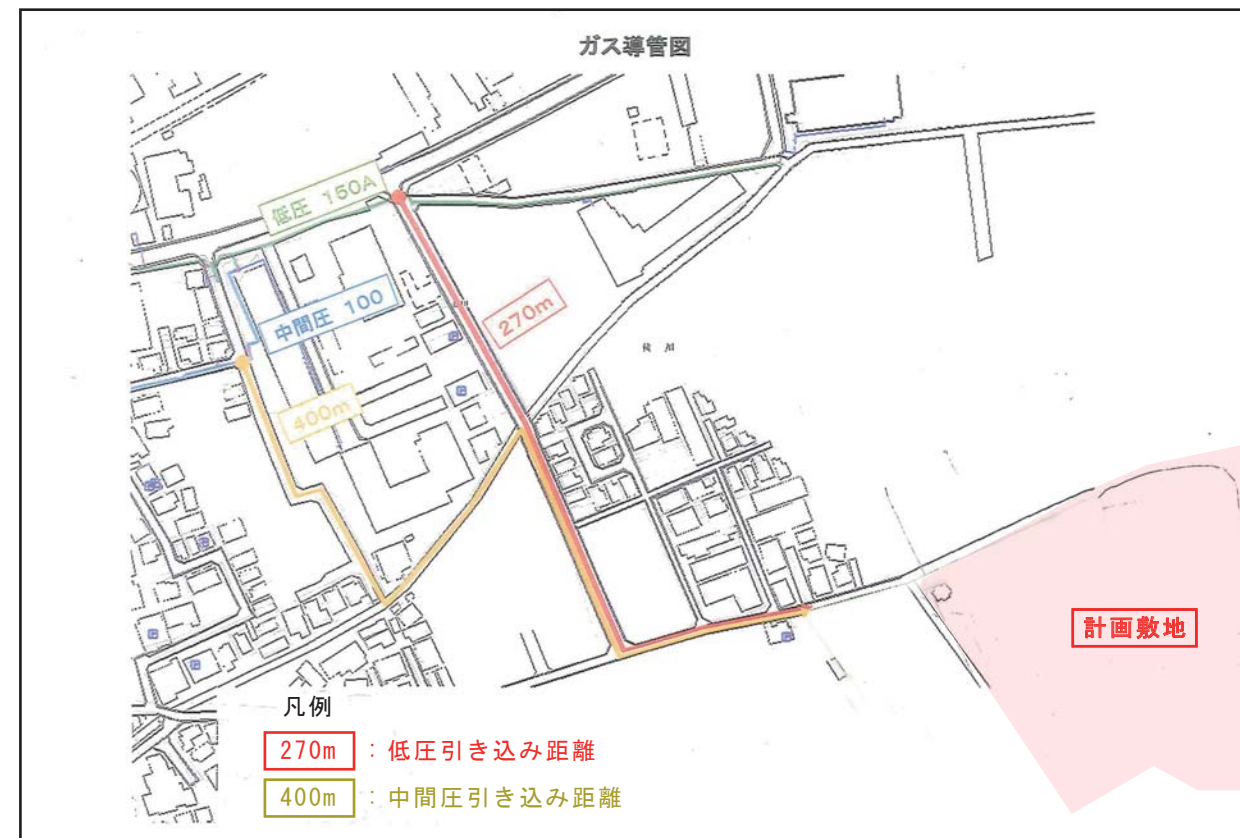


別添資料

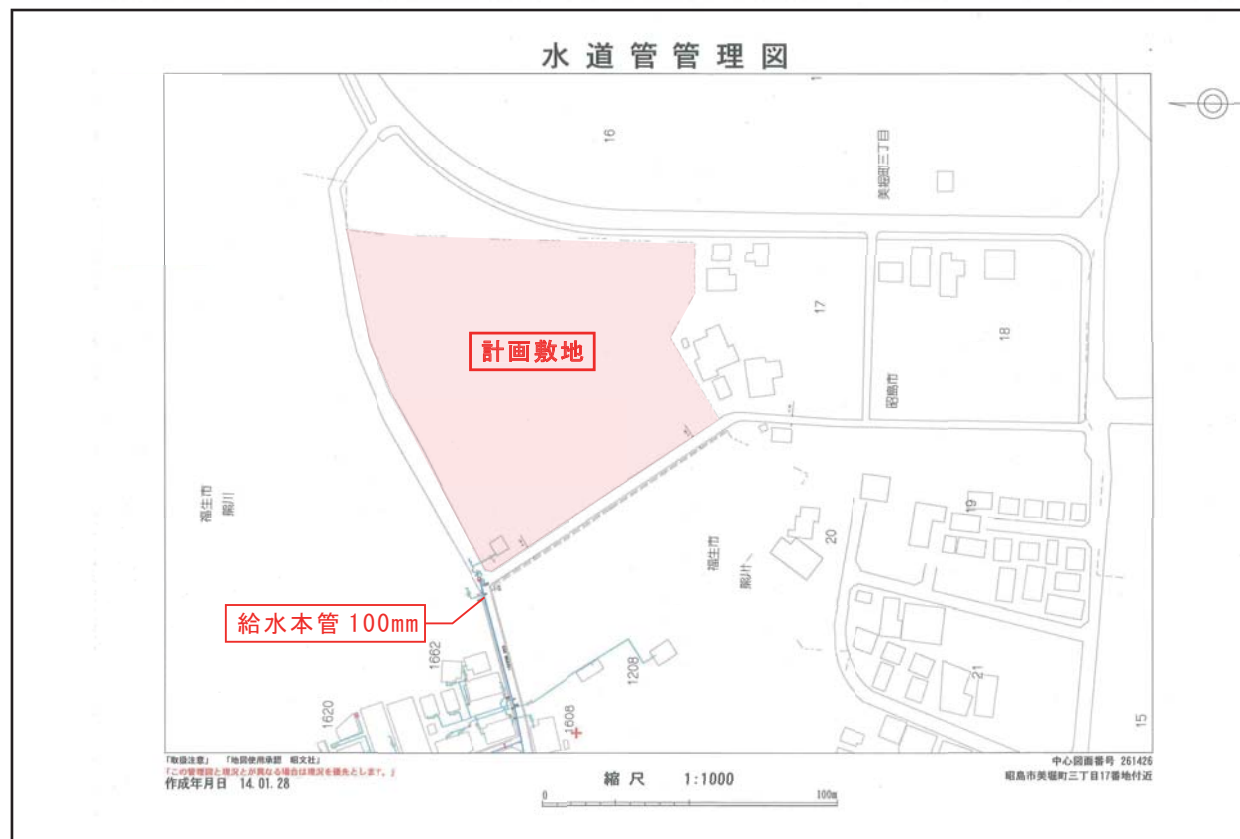
(1) 下水道



(3) ガス管



(2) 給水管



(1) 用途地域等

- ・用途地域等 : 準工業地域(予定)
- ・容積率 : 200%以下(予定)
- ・建蔽率 : 60%以下(予定)
- ・防火地域 : 準防火地域(予定)

(2) 建築基準法

(建法: 建築基準法 建令: 建築基準法施行令)

接道	建法 43	敷地は道路に2m以上接しなければならない
容積率	建法 52	200%以下
建蔽率	建法 53	60%以下
高さ制限	建法 56	道路斜線 適用距離 20m 勾配 1.5 隣地斜線 立上がり 31m 勾配 2.5
日影規制	建法 56の2	高さ10mを超える建築物 4時間/2.5時間/4M
屋根	建法 63	不燃材料又は準耐火構造
大規模建築物	建法 21	高さ13m又は軒高さが9mを超えないため適用外
耐火建築物	建法 62	延べ面積>1500㎡ 耐火建築物
防火区画	建令 112	面積区画 : 準耐火構造(任意) 床面積≥1500㎡ 縦穴区画 : 2階建のため適用外 異種用途区画: 同一用途の場合は適用外
内装制限	建令 129	①大規模建築物 階数≥2 床面積≥1000㎡ 居室: 難燃 廊下・階段: 準不燃 ②排煙上無窓の居室 床面積>50㎡ 居室: 準不燃 廊下・階段: 準不燃 ③火気使用室 火気使用室: 準不燃
階段	建令 23	階段踊場の幅員: 120cm以上 けあげ: 20cm以下 踏面: 24cm以上 踊場の位置: 4m以内ごと
歩行距離	建令 120 建令 120 2号 建令 121	主要構造部準耐火または不燃材: 50m以下 それ以外: 40m以下 採光上無窓居室: 30m以下 居室及び避難経路内装準不燃: +10m 重複距離: 歩行距離の1/2以下

2以上の直通階段	建令 121	2階床面積400㎡を超えるため必要
避難階段	建令 122	5階以上の階に通じる直通階段に適用のため適用外
廊下の幅	建令 119	両側居室: 1.6m以上 片側居室: 1.2m以上
手摺の高さ	建令 126	高さ1.1m以上
敷地内通路	建令 128	避難階の出入口から道路≥1.5m
非常用進入口	建令 126の6	3階以上に必要なため適用外
採光	建令 19	用途が工場のみ場合は適用外
天井高	建令 21	居室≥2.1m
換気設備	建法 28	居室≥居室床面積の1/20以上
排煙設備	建令 126の2	排煙上無窓居室・延べ床面積1000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるため適用
非常用照明	建令 126の4	採光上無窓居室・延べ床面積1000㎡を超える建築物の居室から地上に通ずる廊下・階段その他の通路に適用
避雷設備	建令 129の14	建築物高さ20mを超えないため適用外
非常用昇降機	建法 34	建築物高さ31mを超えないため適用外
シックハウス対策	建法 28の2 建令 20の5	全ての居室 規制される化学物質: ホルムアルデヒド、クロルピリス (厚生労働省が定める指針値以下)

(3) 消防法

(令: 消防法施行令 規: 消防法施行規則 条例: 東京都火災予防条例)

防火対象物	令別表第1 (12) 項	イ 工場等(消防との協議による)	
消火器	令 10条-1	延べ床面積150㎡以上のため	要
屋内消火栓	令 11条	延べ床面積 一般700㎡以上、 準耐火建築物1400㎡以上 耐火建築物2100㎡以上	要
スプリンクラー設備	令 12条	11階以下のため、設置義務なし	不要
水噴霧消火設備	令 13条-1	車庫棟: 計画外	不要
泡消火設備	令 13条-1	車庫棟: 計画外	不要
二酸化炭素消火設備	令 13条-1	車庫棟: 計画外	不要
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	令 13条-1	最大消費熱量の合計350キロワット以上、変圧器容量1000KVA以上、床面積200㎡以上で必要(200㎡で防火区画を行うことにより代替)	要
屋外消火栓	令 19条	1階又は1階及び2階部分の合計床面積が9000㎡以下のため	不要
動力消防ポンプ設備	令 20条	屋内消火栓設備の設備対象物のため(屋内消火栓設備により免除)	要
自動火災報知器	令 21条	延べ床面積500㎡以上のため	要
ガス漏れ火災警報	令 21条-2	設置義務なし	不要

漏電火災報知器	令 22 条	ラスモルタルでないので	不要
消防機関通報装置	令 23 条	延べ床面積 500 m ² 以上で設置だが一般電話にて対応(設置免除)	要
非常警報設備	令 24 条	収容人数 50 人以上のため、非常警報器具装置(自動火災報知設備設置の有効範囲は免除)	要
避難器具	令 25 条	3 階以上の階に必要	不要
避難口誘導灯	令 26 条	当該階の床面積 1000 m ² 以上のため(B 級+点滅機能付)	要
通路誘導灯	令 26 条	当該階の床面積 1000 m ² 以上のため(C 級)	要
客席誘導灯	令 26 条	設置義務無し	不要
排煙設備	令 28 条	設置義務なし	不要
連結散水設備	令 28 条-2	地階の床面積 700 m ² 以下のため	不要
連結送水管設備	令 29 条	地階を除く階数 7 階以上、又、地階を除く階数 5 階以上かつ、延べ面積 6000 m ² 以上でないため	不要
非常コンセント設備	令 29 条-2	地下街 1000 m ² 以下で 11 階以下のため	不要
無線通信補助設備	令 29 条-3	設置義務なし	不要
厨房設備の位置及び構造	条令 3 条の 2	調理を目的とした厨房設備の位置及び構造を基準に適合した計画とする	要
非常電源	規 12 条	屋内消火栓の設置のため(特定防火対象物ではないた非常用電源専用受電設備でよい)	要
操作盤	規 12-1-8	設置義務なし	不要

(4) その他の法的規制、関連法令等

- ・ 景観条例
→1,000 m²以上の土地での建築物の建築、工場等の建築
- ・ バリアフリー新法
→建築物移動等円滑化基準の努力義務
- ・ 省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)
→第一種特定建築物に該当のため届出必要
- ・ 緑化計画
→【緑化面積】
敷地面積5000m²以上
A:(敷地面積-建築面積)×0.25
B:{敷地面積-(敷地面積×建ぺい率×0.8)}×0.25
AとBの小さい方の面積以上
【接道緑化】
接道長さの70%以上
接道長さ:約300m×0.7=210m以上

(5) 適用法令及び適用基準等

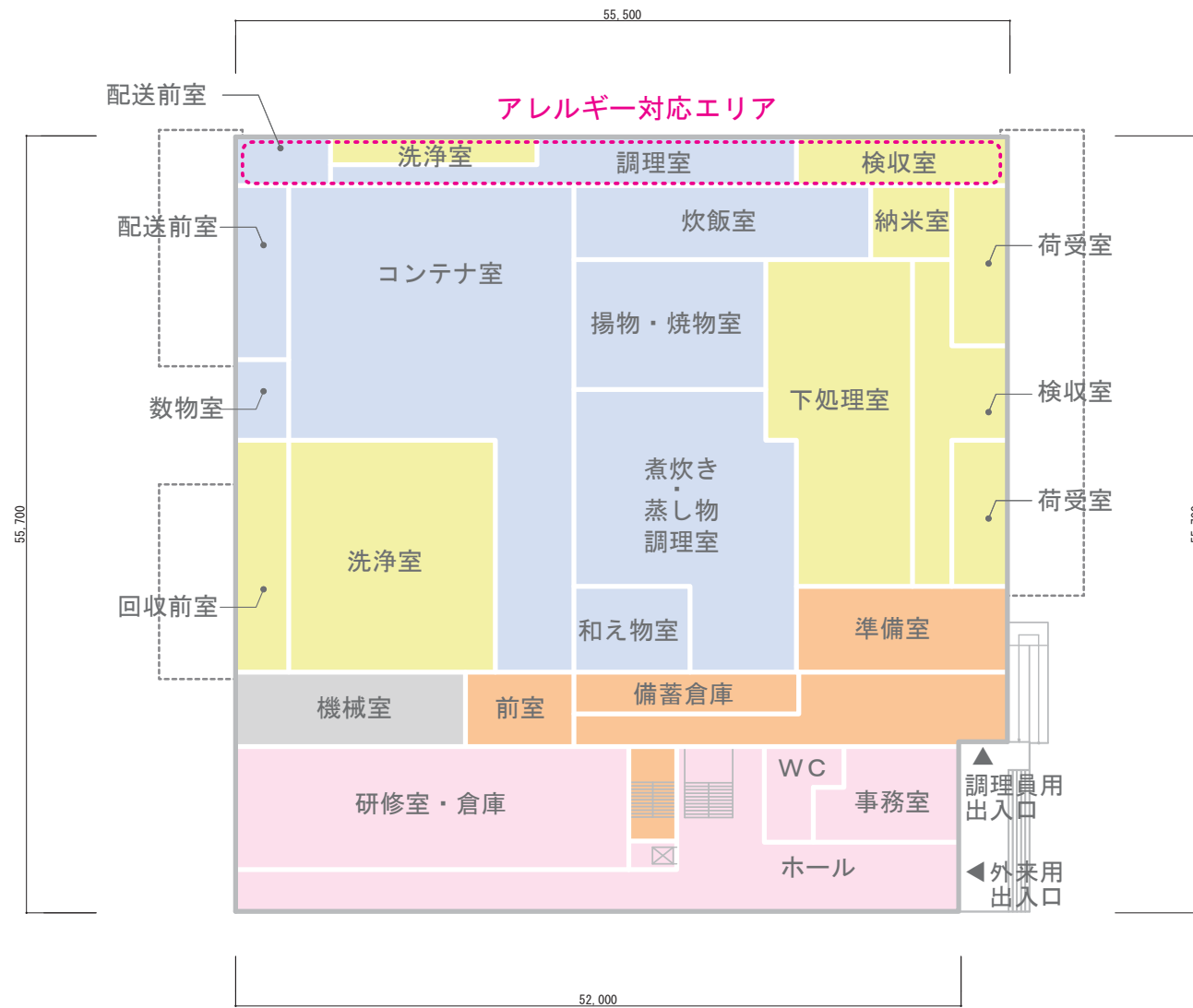
1) 適用法令

- ① 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)
- ② 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)
- ③ 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- ④ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)
- ⑤ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- ⑥ 下水道法(昭和 33 年第 79 号)
- ⑦ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- ⑧ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ⑩ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ⑪ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ⑫ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ⑬ ガス事業法(昭和 29 年法律 51 号)
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- ⑮ 東京都食品衛生法施行条例(平成 12 年条例第 40 号)
- ⑯ 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 4 年条例第 47 号)
- ⑰ 福生市環境基本条例(平成 14 年条例第 17 号)
- ⑱ 福生市下水道条例(昭和 52 年条例第 36 号)
- ⑲ その他関係法令(条例及び規則を含む)

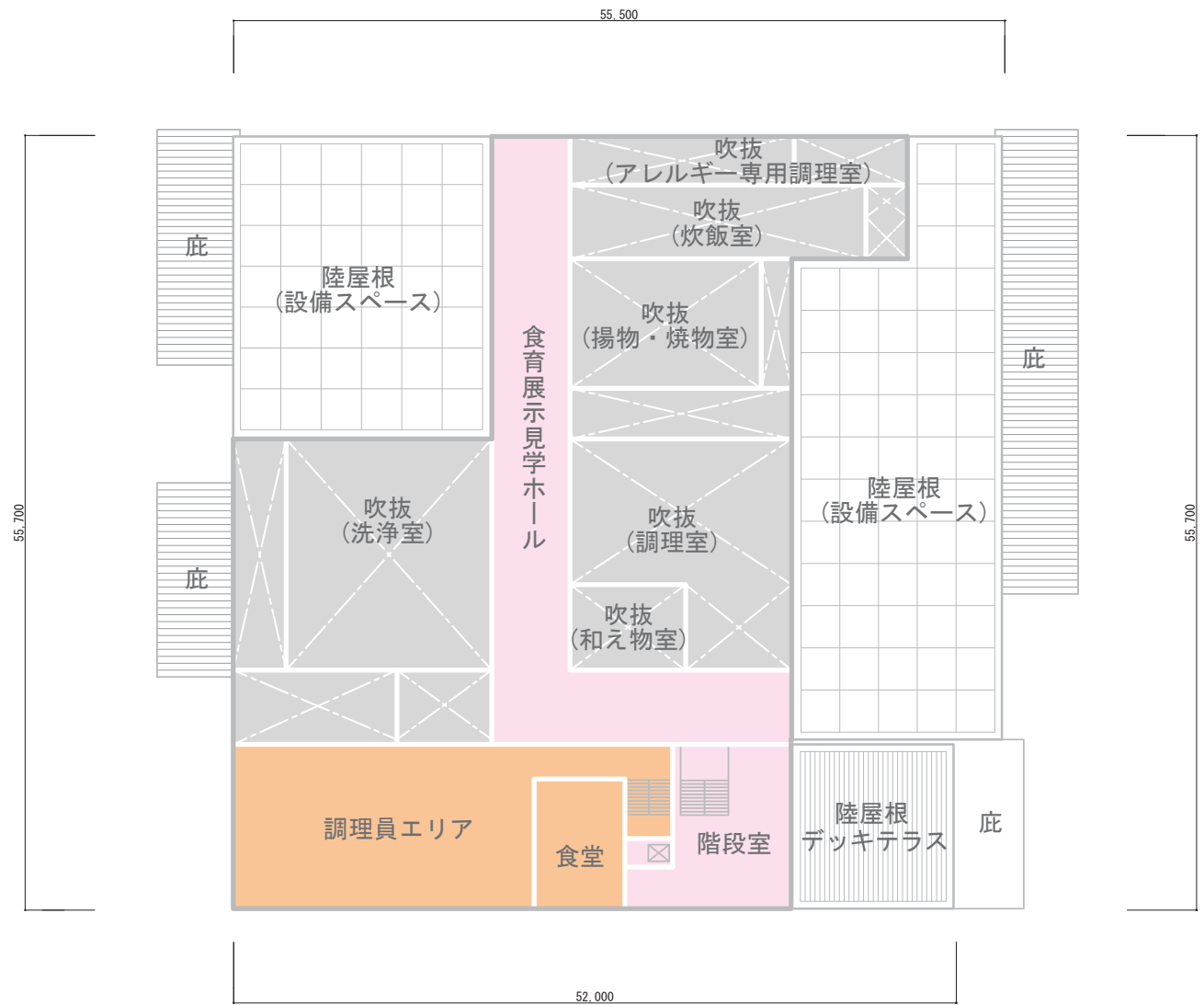
2) 適用要綱・各種基準等

- ① 学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)
- ② 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号)
- ③ 建設工事公衆災害防止対策要綱(平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号)
- ④ 建設副産物適正処理推進要綱(平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 3 号)
- ⑤ 学校環境衛生の基準(平成 4 年 6 月 23 日文部省裁定)
- ⑥ 建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑦ 建築構造設計基準及び同解説(建設大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑧ 建築鉄骨設計基準及び同解説(")
- ⑨ 官庁施設の総合耐震計画基準(")
- ⑩ 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修)
- ⑪ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑫ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(")
- ⑬ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(")
- ⑭ 建築工事標準詳細図(")
- ⑮ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(")
- ⑯ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(")
- ⑰ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説(")
- ⑱ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説(")
- ⑲ その他関連する建築学会等の基準・指針

[1階平面図 1/500]



[2階平面図 1/500]



- 凡例 ●
- 一般区域 (調理員)
 - 一般区域 (外来者・市)
 - 汚染作業区域
 - 非汚染作業区域

災害用備蓄品一覧「福生市地域防災計画(平成25年度修正) 資料編」より抜粋

【各避難所用備蓄庫配備品】(1箇所あたりの備蓄品)

品目	単位	数量	品目	単位	数量
乾パン	箱	25	固形燃料	缶	4
毛布	枚	200	ラジオ	台	1
発電機	台	1	避難所用のぼり旗	本	1
ガソリン携行缶	缶	1	ブルーシート	枚	10
投光器・スタンド	セット	1	水消火器訓練セット	式	1
セルフケアセット	セット	2	テント(2間×3間)	張	1
簡易トイレ(洋式)	台	2	炊き出し釜	台	1
メガホン	個	5	食器セット	式	1
安全キャンドル	台	3	ツールセット	セット	1
補給用ろうペレット	箱	3	折りたたみ式担架	台	2
鉄火鉢	台	1	竹竿	本	2

※訓練や地域の状況により、数量の変動あり。

【各自主防災倉庫配備品】(1箇所あたりの備蓄品)

品目	単位	数量	品目	単位	数量
毛布	枚	15	投光機	台	1
ポリタンク	個	1	三脚(投光機用)	台	1
応急救護セット	セット	1	発電機	台	1
骨折セット	セット	1	ガソリン携行缶	個	1
救急箱	セット	1	ロープ(15m)	巻	1
担架	台	4	三角バケツ	個	10
テント	張	1	のこぎり	本	1
ヘルメット	個	45	オイルパン	個	2
ハンドマイク	台	2	メガホン(内、トランジスター型1個)	個	5
移動式炊飯器	台	1	のぼり旗	本	2
防水シート	枚	10	リヤカー(内、折りたたみ式2台)	台	3
スコップ	本	5	バール	本	1
コードリール	巻	1	ラジオ付ライト	個	3
強力ライト	個	3	チェンソー	台	1
ハンマー	本	3	災害救助工具セット	セット	2
つるはし	本	1	軽可搬式消防ポンプ ※	台	1
一輪車	台	1			

※ 内出地区、武蔵野地区、福東地区、熊川牛浜地区、牛浜第一地区、原ヶ谷戸地区、志茂第二地区、本町第七地区、本町第八第一地区、本町第八第二地区、永田地区、長沢地区、加美第二地区 計13地区

【災害用備蓄庫】

		災害備蓄庫 わらつけ中央	第一備蓄庫	第二備蓄庫	第三備蓄庫	第四備蓄庫	第五備蓄庫	ひふみ備蓄庫
災害備蓄用パン	食	2,530	0	0	0	0	0	0
クラッカー	食	5,530	0	0	0	0	0	0
アルファ米	食	17,600	0	0	0	0	0	0
サバイバルフーズ	食	31,320	0	0	6,000	0	0	0
3日間食糧セット	セット	7,155	0	0	0	0	0	0
乾燥おかゆ	食	5,950	0	0	0	0	0	0
その他食糧品	食	1,298	0	0	0	0	0	0
粉ミルク	缶	600	0	0	0	0	0	0
哺乳瓶	本	400	0	0	0	0	170	0
乳首	個	100	0	0	0	0	0	0
ゴザ	枚	0	500	0	0	0	0	100
食器	個	0	0	0	0	0	0	7500
毛布	枚	2,185	450	450	440	950	450	150
ハンマー	本	0	0	0	0	0	0	9
かけや	本	0	10	5	5	0	5	11
スコップ	本	0	40	20	20	0	20	36
ビニールシート	枚	363	0	0	0	0	0	0
ジョレン	本	0	40	20	20	0	20	44
一輪車	台	0	0	0	0	0	0	3
ロープ	m	0	0	0	0	0	0	400
三角バケツ	個	0	0	0	0	0	0	384
とび口	本	0	0	0	0	0	0	15
斧	本	0	0	0	0	0	0	10
鋸	本	0	0	0	0	0	0	2
木杭	本	0	0	0	0	0	0	19
土のう用止め杭	本	0	0	0	0	0	0	1,200
パイル	本	0	0	0	0	0	0	209
鋼板	枚	0	0	0	0	0	0	35
鋼板用支柱	本	0	0	0	0	0	0	33
土のう袋	枚	0	0	0	0	0	0	1,560
雨具	セット	0	62	30	28	0	30	65
立て看板	枚	0	10	10	10	0	10	10
ポリタンク	個	0	0	0	0	0	0	20
鉄火鉢	台	0	0	0	0	0	0	2
固形燃料	缶	0	0	0	0	0	0	2
折りたたみ式寝具	組	40	0	0	16	0	0	0

		災害 備蓄 庫	わら つけ 中央 庫	第一 備蓄 庫	第二 備蓄 庫	第三 備蓄 庫	第四 備蓄 庫	第五 備蓄 庫	ひ ふ み 備蓄 庫
ヘルメット	個	0	20	50	40	30	25	25	0
ヘルメット(医療従事者用)	個	0	0	0	0	0	0	38	0
ハンドマイク	個	0	2	2	5	2	2	2	0
チェーンソー	台	0	2	2	2	2	2	2	0
強力ライト	個	0	10	20	10	10	10	20	0
つるはし	本	0	40	20	20	0	0	20	0
梯子	台	8	8	3	5	0	0	3	0
担架	台	0	20	10	10	0	0	8	0
テント(1.5×2間)	張	0	0	0	0	0	0	2	0
テント(2×3間)	張	0	0	0	0	0	0	4	0
移動式炊飯器	台	0	0	0	0	0	0	5	0
簡易トイレ(和式)	台	19	10	10	10	0	0	12	0
簡易トイレ(洋式)	台	41	0	0	0	0	0	0	0
ワンタッチトイレ	台	20	0	0	0	0	0	0	0
マンホール式トイレ	台	5	0	0	0	0	0	0	0
トイレトーパー	本	1,800	0	0	0	0	0	0	0
生理用品	個	3,780	0	0	0	0	0	0	0
コンパクト肌着(男性)	枚	550	0	0	0	0	0	250	0
コンパクト肌着(女性)	枚	550	0	0	0	0	0	250	0
紙おむつ(大人用)	枚	0	0	0	0	0	0	300	0
紙おむつ(幼児用)	枚	0	0	0	0	0	0	3,820	0
応急医療セット	セット	0	0	0	0	0	0	5	0
包帯	本	200	0	150	0	0	0	0	0
脱脂綿	枚	100	0	100	0	0	0	0	0
発電機	台	3	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン携行缶	缶	3	0	0	0	0	0	0	0
投光器	台	8	0	0	0	0	0	1	0
投光器用3脚	台	8	0	0	0	0	0	1	0
ハンドル式充電ラジオ	台	29	0	0	0	0	0	0	0
安全キャンドル	本	22	0	0	0	0	0	0	0
補給用ろうペレット	袋	22	0	0	0	0	0	0	0

指定避難所一覧「福生市地域防災計画(平成25年度修正) 資料編」より抜粋

No.	避難所名称	所在地	面積 (㎡)	基本収 容人員 (人)	最大収容 人員(人) 《参考》	電話番号	備考
1	福生第一小学校	福生1055	868	520	910	551-3542	★
2	福生第二小学校	熊川623	862	520	1,020	551-6141	
3	福生第三小学校	牛浜162	870	520	1,070	551-0257	
4	福生第四小学校	福生1290	876	530	880	551-0840	★
5	福生第五小学校	南田園1-2-2	886	530	900	552-0256	★
6	福生第六小学校	加美平1-9-1	823	490	690	551-0752	
7	福生第七小学校	北田園1-1-1	919	550	870	551-9304	★
8	福生第一中学校	熊川845	905	540	1,510	551-0373	
	災害時特設公衆電話					5回線	
9	福生第二中学校	加美平1-22-1	1,118	670	1,380	551-9601	
	災害時特設公衆電話					5回線	
10	福生第三中学校	南田園3-1-1	887	530	1,320	551-9302	
	災害時特設公衆電話					5回線	
11	都立福生高等学校	北田園2-11-3	825	510	1,420	552-5613	★
12	都立多摩工業高等学校	熊川215	842	520	1,580	551-0499	★
13	中央体育館	北田園2-9-1	1,145	690	940	552-5511	★
14	熊川地域体育館	熊川380-7	756	450	540	552-1980	
15	福生地域体育館	武蔵野台1-8-7	840	500	700	530-8811	
16	福東会館	熊川1662-7	289	170	170	551-7993	
合 計			13,711	8,240	15,900		

※学校の面積は、体育館の面積

※中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館の面積は、主競技場の面積

福東会館の面積は、三階建て延べ面積

※最大収容人員は、使用可能な教室、特別教室、ランチルーム、会議室等を含めた面積から試算

※★はテロ災害発生時の指定避難所

横田基地に対するテロ災害時の避難所としては、基地から概ね1km離れた上記★印の避難所とするが、災害の発生場所や規模に応じて、その他の避難所の中からさらに追加指定する。

また、被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、東京都市町村（島しょを除く。）による「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

中学校昼食対策について

中学校給食の検討結果

平成 26 年 2 月 18 日

福生市教育委員会

目次

1. 学校給食を取り巻く状況.....	3	(9) 本市における就学援助認定者の推移.....	19
2. 学校給食の目的.....	3	(10) 本市における世帯就業の状況.....	20
(1) 関係法令等が求める目的.....	3	(11) 多目的ホールの利用状況.....	20
ア 食育基本法.....	3	(12) 検討の経緯.....	21
イ 学校教育法.....	4	ア 庁議.....	21
ウ 学校給食法.....	4	イ 教育委員会の検討経過.....	21
エ 学習指導要領.....	4	ウ 教育委員会の意見.....	21
オ 就学援助制度.....	5	エ 福生市学校給食センター運営審議会（市民などからの意見を聞く場）.....	21
(2) 学校給食のその他の側面.....	5	オ 福生市学校給食センター運営審議会における主な意見.....	22
ア 子育て支援・男女共同参画の視点.....	5	カ P T A等との懇談.....	23
イ 市内農地の保全の視点（地産地消）.....	5	キ P T A等との懇談における主な意見.....	23
3. 中学校給食の実施状況.....	6		
4. 学校給食費の徴収に関する検討.....	6		
5. 中学校生活における生徒の状況.....	6		
6. 本市における食育の現状.....	7		
7. 各中学校の配膳室等整備の調査結果.....	7		
8. 中学校給食の実施方法の検討.....	7		
9. 現状におけるランニングコスト等との比較.....	8		
ランニングコストの比較.....	8		
10. 本市における中学校昼食対策（弁当併用ランチルーム方式）の検証.....	9		
(1) 中学校昼食対策導入の経緯.....	9		
(2) 4つの柱の検証.....	10		
ア 「弁当持参を否定しない弁当併用方式とする」について.....	10		
イ 「自ら選択できる複数メニューとする」について.....	10		
ウ 「学校からの要望も踏まえ、学校集会や学年保護者会等に利用可能な多目的ホールを設置し、そこで食事を楽しむ環境の整備を図る」について.....	11		
エ 「経費の軽減を図るために業者委託とすること」について.....	11		
(3) アンケートから見る検証.....	11		
(4) 総括.....	12		
11. 中学校給食の検討結果.....	14		
12. 資料.....	15		
(1) 食育基本法.....	15		
(2) 学校教育法.....	15		
(3) 学校給食法（平成20年改正前）.....	15		
(4) 学校給食法（平成20年改正後）.....	16		
(5) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について.....	17		
(6) 中学校学習指導要領.....	17		
(7) 小学校学習指導要領.....	18		
(8) 就学援助の対象者及び援助項目.....	19		

1. 学校給食を取り巻く状況

- 昭和 29 年施行の学校給食法は、戦後の食糧難を背景に、栄養を給食で賄うことを目的としていた。今日では、食糧事情は改善されたものの、子どもたちの食生活において孤食や朝食欠食率の増加、偏食や不規則な食事、食物アレルギー対応など新たな問題が指摘されている。
- こうした点を踏まえ、平成 17 年に制定された食育基本法では、食育の推進の基本的施策の一つとして学校給食を位置づけ、文部科学省は、平成 20 年に学校給食法を改正し、目的を食の大切さや地域の食文化、栄養のバランス、学校給食を活用した食に関する実践的な指導など、「食育」に力点をおいている。
- また、新学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）においても新たな社会問題への取り組みとして、肥満・生活習慣病などの食に起因する健康問題や地域食材を生かした食文化の指導といった内容も追加されている。
- 一方、輸入食材の安全性や、食品表示偽装の問題、原油高に端を発した食材費の高騰、さらに食料自給率などの食を取り巻く環境が社会問題として国民の関心を高めており、望ましい食生活の形成は国民共通の極めて重要な課題となっている。このことから、学校給食の在り方は、極めて重要な位置付けになっている。
- 福生市における学校給食の状況は、現在、昭和 56 年 5 月に第三小学校内に開設した福生市第一学校給食センターと昭和 54 年 9 月に第四小学校内に開設した福生市第二学校給食センターの 2 箇所の学校給食センターで市内 7 校の小学校給食を実施し現在に至っている。
- しかしながら、この間、両センターとも米飯の開始に伴う設備の導入や一部改修、機器の更新を行ったものの、建設当時の形態で運営しているため、衛生管理上の問題や施設・設備の老朽化などの問題があり、早期の建替えが懸案事項となっていた。
- 平成 25 年 3 月、防災と食育という新たなテーマとを合体することで、災害時対応施設として「学校給食センター建設予定地を無償で確保できたこと。確保できた建設予定地の敷地面積は、併設される「防災機能施設」、「食育機能施設」を考慮しても、中学校給食を実施することができる建設予定地の広さであること。災害時対応施設として学校給食センター建設事業を防衛補助の対象とすることができたこと。」により、学校給食を取り巻く状況が大きく変化をした。

2. 学校給食の目的

(1) 関係法令等が求める目的

ア 食育基本法

- 食育基本法は、健全な心身と豊かな人間性の育成を目的として、平成 17 年 6 月に制定され、食育推進の基本的施策の一つとして学校給食を位置づけている。
- また、国の食育基本計画には、学校給食の一層の普及とともに、生きた教材としての活用が盛り込まれている。【資料 (1) を参照】

イ 学校教育法

- 学校教育法では、義務教育の目標として、生活に必要な「食」などについて基礎的な理解と技能を養うこと、また、健康で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身ともに調和のとれた発達を図ることを掲げている。
- 法に明確な規定は無いが、学校給食は、子どもに栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、食についての知識習得、健康増進、体力向上にも寄与するものであり、法の定める目標達成のための教育活動の一つであると解されている。
- また、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならないと定められており、この規定を受けて、法に基づく学校給食費の支援（生活保護法及び学校給食法）が行われている。【資料 (2) を参照】

ウ 学校給食法

(ア) 改正前（制定当初～平成 20 年改正）までの学校給食法

- 学校給食についての基本法である学校給食法は、昭和 29 年に制定された。
- 制定当時の法第 1 条は、学校給食が、「児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」とし、学校給食の普及充実に努めることを目的として定めている。
- また、第 2 条には「学校における教育の目的を実現するため」と明記されており、学校給食が教育活動の一環としても捉えている。
- 制定当時は小学校のみを対象としていたが、その 2 年後（昭和 31 年）の改正で、義務教育の学校全体を対象が拡大され、小学校だけでなく、中学校についても給食の実施に努めるよう定められた。
- また、学校給食費の負担が困難と認められる児童・生徒の保護者のために、新たに国による給食費補助に関する規定も設けられた。【資料 (3) を参照】

(イ) 平成 20 年改正

- 平成 20 年の改正では、平成 17 年の「食育基本法」の制定を受け、学校給食の主たる目的について、これまでの「栄養の改善」から、食の大切さや文化、栄養バランスなどを学ぶ「食育」の観点へと改定された。具体的には、学校給食の教育的要素が強くなり、学校給食を活用した食に関する指導が加わった。
- また、学校給食の目標についても、食育の観点から「協同の精神」「生命・自然を尊重する精神」「環境の保全に寄与する態度」「勤労を重んずる態度」の養成や「伝統的な食文化」への理解などの項目が加わった。

【資料 (4) を参照】

エ 学習指導要領

- 平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、近年の社会変化への対応のため改善すべき事項として、「食育」が明記された。
- 平成 20 年 3 月には学習指導要領が改訂され、総則において「学校における食育の推進」が盛り込まれた。その中で、学校給食は「特別活動」の「学級活動」

に位置づけられており、食育の観点が強調されている。

- また、学校における食育は、関連教科等における食に関する指導を相互に関連付け、学校の教育活動全体を通じて総合的に推進するものとされている。

【資料（5）、（6）、（7）を参照】

オ 就学援助制度

- 就学援助制度は、義務教育の円滑な実施を目的として、経済的理由によって小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品等の一部について援助を行う制度であり、学校給食費も対象となっている。
- 制度の対象者は、生活保護法に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者である。

本市における平成 24 年度の要保護を含む就学援助対象者は、1,111 人であり、小・中学校の全児童生徒数 3,936 人に占める割合は、28.23%、そのうち小学生は、723 人で、総児童数に占める割合は、27.33%、中学生は 388 人で総生徒数に占める割合は、30.05%となっている。また、要保護・準要保護の認定率は、上昇傾向にある。

【資料（8）、（9）を参照】

(2) 学校給食のその他の側面

ア 子育て支援・男女共同参画の視点

- 現在の家庭環境における変化として、全国的には、核家族化の進行や共働き世帯・ひとり親世帯の増加が指摘されている。近年においては、こうした家庭をはじめとした子育て全般に関して、社会的支援が求められる傾向にある。
- 本市における「共働きの世帯の状況」を見ると、「夫・妻とも就業」は、平成 12 年まで減少し、その後、全国レベルには達していないものの、増加傾向を示している。

【資料（10）を参照】

- アンケート（※）やこれまでの PTA 等との懇談では、「家庭での負担の軽減」を求める声があり、学校給食は、保護者の弁当作りの負担軽減や今後は生産年齢人口（15～64 歳の人口）の減少が予想され、そのような社会に対応するためには、就業率が低い女性が、社会で活躍することが期待されることから、女性の働きやすさに寄与するという点でも、学校給食の役割はあると考えられる。

※ 平成 25 年 6 月に実施した全生徒、全保護者を対象に実施した「ランチルームアンケート」

イ 市内農地の保全の視点（地産地消）

- 本市の小中学校では、学校給食を食育の「生きた教材」として活用するために、市内産生鮮野菜等の使用に努めるなど、地産地消に取り組んでいる。
- 本市の市内総生産に対する第 1 次産業（農林水産業）の構成比は、他の産業と比べて極めて小さく、また、高齢化、相続、後継者等の要因により、減少す

ると推測できるが、学校給食における地産地消の推進は、市内農地の保全の一施策の側面を持つことと考えられる。

3. 中学校給食の実施状況

- 全国における中学校の「完全給食」の実施率は、平成 24 年 5 月の時点で、全国中学校総数 10,633 校の内、8,304 校が実施し、実施率は 78.1%となり、平成 24、25 年度において、主に関西地方で中学校給食の検討や実施が相次いでいる。
- 東京都における中学校の「完全給食」の実施率は、平成 24 年 5 月の時点で、全都中学校総数 621 校の内、607 校が実施し、実施率は 97.7%となっている。区部では、区部の中学校総数 384 校の内、384 校が実施し、実施率は 100%となっている。市部では、市部の中学校総数 215 校の内、203 校が実施し、実施率は 94.4%となっており、平成 25 年度に西東京市が中学校 9 校で中学校給食を実施したことにより、「完全給食」を実施していない市は、本市の中学校 3 校となっている。なお、町村部では、22 校の内 20 校が実施しており、実施率は 90.9%となっている。

4. 学校給食費の徴収に関する検討

- 小学校の学校給食費の徴収率は、現年度分は 99.1%台で推移している。また、平成 24 年度学校給食費会計の決算における平成 21 年度分の不能欠損額は、233,980 円で、平成 21 年度の最終的な徴収率は 99.8%と改善をしてきている。
- 中学校給食を実施した場合における学校給食費の徴収に関する課題は、学校給食費徴収対象者の増加による事務量の増加であり、滞納者の絶対数の増加に伴う影響による徴収率の低下が懸念されるが、大きく徴収率が低下するとは考えていない。

5. 中学校生活における生徒の状況

- 平成 4 年当時の中学校の状況は、生徒が落ち着いて秩序正しく給食を食べられるような状況ではなかった。このことを背景にした時代における中学校給食実施についての検討は、「約 9 割の教諭が反対」をし、「中学生は、必ずしも保護者や教師の指示に従うとは限らない。」とする考えは、至極当然のことである。
- 現状の中学校における中学生は、多くの教諭、保護者、地域の方々の長年にわたる忍耐と熱意によりかつての状況は改善され、落ち着きを取り戻している。しかし、一方では、「中学校期に現れがちな情緒の不安な状況は、本市に限らず今後も発生する」とする意見もあるが、決して、中学校給食を実施できない要因では、既にないと判断できる。寧ろ、学級活動と位置づけられた学校給食を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる場として活用すべきと考える。

6. 当市における食育の現状

- 当市における食育の現状は、学校における食育と学校給食センターで行う食育に分類できる。
- 学校における食育は、小学校、中学校とも食に関する各教科を通じて総合的に実施されている。また、平成 17 年に施行された「栄養教諭制度」は、当市においては、平成 24 年度に 1 人配置され、2 年目を迎えたところである。実際の取組は、小学校での授業のみで実施されており、中学校での取組は開始されていない。また、栄養教諭の絶対数も少なく、都では区市への一人配置を終了し、児童数の多い区部の一部に複数配置を進めている段階である。さらに、学校給食の栄養士としての職務を兼務することとなるため、課題も多く発展途上の制度と言わざるを得ない。
- 学校給食課における食育は、ホームページ、献立表、給食だよりを通じ実施している。また、調理員と栄養士が小学校に赴き、給食の時間を活用しセンターの様子や使用している食材、献立についての食育を実施しているが、中学校には赴いていない。

7. 各中学校の配膳室等整備の調査結果

- 中学校給食を実施する場合は、各中学校に新たに配膳室並びに小荷物昇降機等の学校給食センターで調理した給食を上層階に搬送する設備の整備が必要となるが、現時点までの調査で、解決しなければならない課題が残っているものの配膳室並びに小荷物昇降機等の設備の設置が可能である。
- 配膳室については、新たに配膳室を整備することは、学校の敷地の広さや建蔽率等から難しいと言わざるを得ない。しかしながら、ランチルームの調理室を改修することで整備をすることが可能と考える。
- また、ランチルームも「バイキング方式」による配膳方法などの工夫によりクラス単位、学年単位とはなるが、運用によっては「楽しい給食」の演出ができるメリットもあり、ランチルームも無駄にせず有効活用ができる目処が立った。

8. 中学校給食の実施方法の検討

- 学校給食の実施方法には「食缶配送」による「単独校方式」、「親子方式」、「共同調理場方式」、「弁当配送」による「デリバリー方式」があるが、災害時対応施設建設に伴う新学校給食センター建設の目的は、老朽化した既存の学校給食センター（共同調理場）の建て替え、衛生面の改良及び適法化、並びに統合による合理化が主たる目的であるため、学校給食実施方法の前提は、「共同調理場方式」である。従って中学校給食の実施方法の前提も「共同調理場方式」となる。
- なお、「弁当配送」の「デリバリー方式」については、本市においては、過去に実施したが、注文数の減少等により廃止をしてきた経緯があり、また、「デリバリー方式」を現在採用している市においては、利用率の低下傾向が課題となっている。このことから、「弁当のデリバリー方式」は、検討対象から除外をした。

- 次に、「共同調理場方式」で調理した給食の配膳方法は、小学校においては、従来どおりの「食缶」を各教室に搬送し、児童が自ら配膳する方法を採用するが、中学校においては、小学校と異なり給食（昼食）時間が十分に確保されているとは言い難く、小学校では、給食時間は、40 分から 45 分であることに対して、中学校では、昼食時間と昼休み時間を併せて 35 分から 40 分と隔たりがある。
- 給食を実施するに当たっては、配膳時間に概ね 10 分から 15 分、食事時間に 10 分から 15 分及び片付け時間に 10 分前後が必要となり、最低でも 40 分その後に昼休みや午後の授業の準備などの時間を要することを考慮すれば、現行の時間割りでは「食缶」による生徒自ら配膳する方法は厳しい状況にある。ただし、検討に当たっては、時間割を変更しないで配膳できる「個食配膳提供」2 案と小学校で現在行っている「食缶提供」1 案の 3 案を検討している。

9. 現状におけるランニングコスト等との比較

- 中学校給食の検討におけるコストの比較項目は、「現状の学校給食におけるランニングコスト」、「新学校給食センターの下での食缶提供による小学校のみを実施した場合のランニングコスト」、同じく「食缶提供による中学校を含め実施した場合のランニングコスト」を比較し、参考として「個食配膳提供の 2 案」についても検討を行った。
- また、調理にかかる経費を比較対象額としたが、中学校において「完全給食」を実施することに伴う学校給食費に関わる扶助費についてもランニングコストに含め試算を行った。
- 「現行経費」及び「小学校（食缶）」には、中学校昼食業務委託料を含め比較を行った。

ランニングコストの比較

項目		現行経費	小学校(食缶)	小・中学校(食缶)	クックサーブ	クックチル
配送	車両台数	3台	3台	5台	4台	3台
	人員					
員	正規職員	10人	10人	10人	10人	10人
	栄養士(都正規職員)	2人	2人	2人	2人	2人
	栄養士パート	2人	2人	2人	2人	2人
	調理パート	24人	24人	39人	48人	51人
	配膳パート	21人	21人	26人	42人	45人
人員合計		59人	59人	79人	104人	110人
ランニングコスト	人件費	126,530,000 円	127,505,000 円	144,594,000 円	160,594,000 円	170,680,000 円
	車両管理運営費	1,007,000 円	708,000 円	1,180,000 円	944,000 円	708,000 円
	光熱水費	30,142,000 円	27,648,000 円	36,864,000 円	36,864,000 円	43,008,000 円
	設備等維持経費	15,460,000 円	14,600,000 円	14,984,000 円	14,984,000 円	15,084,000 円
	中学校昼食業務委託	40,390,000 円	40,390,000 円	0 円	0 円	0 円
	扶助費中学生増額分	0 円	0 円	19,800,000 円	19,800,000 円	19,800,000 円
	合計額	213,529,000 円	210,851,000 円	217,422,000 円	233,186,000 円	249,280,000 円

※ 現行経費：平成 24 年度決算額から算出

- ランニングコストの比較検討の結果、食缶提供による中学校を含めた給食、及び扶助費増額分を含めても、現状における調理にかかるランニングコストとほぼ同額のランニングコストで、新たな学校給食センターを運営できるものと判断できた。

10.本市における中学校昼食対策（弁当併用ランチルーム方式）の検証

(1) 中学校昼食対策導入の経緯

中学校給食については、昭和 50（1975）年から議論を重ねてきた。

平成元（1989）年に中学校給食審議会が発足し、「中学校給食の是非について」の諮問を受け、平成 3（1991）年「自校直営方式による完全給食を実施することが望ましい。」とする答申を行った。

しかし、教育委員会は平成 4 年に、用地の確保や用地費、建設費、運営費などの財政的理由や、さらに当時の中学校の状況を背景とした生徒による配食の問題等による学校（教員）の反対などにより、

- 「学校給食は、貧困の時代を補う制度であり、現在は飽食の時代である。」
- 「子どもたちの食事の好みも多様化し、画一的な給食を実施することは困難である。」
- 「食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身につけることは、家庭の役割であり、責任である。」
- 「現行の教育課程では、単に食べるだけの給食になり教育活動としての使命を果たすことが困難である。」
- 「自校直営方式の実施については、現行の学校施設、設備等では実施しがたい環境である。」
- 「効果的な中学校給食の実現を目指すためには、長期的な展望に立ち、検討、研究を行うことが望ましい。」
- 「やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない子どもに対する対応策を考える必要がある。」とし、

「当面、中学校給食の実施を見送る」との結論を出し、本市における中学校給食の課題は、独自の経過を歩むこととなった。

平成 8（1996）年 9 月、「やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない子どもたちへの対応策」として、「調理配送販売方式（デリバリーランチ）」として、希望者へ注文による弁当の配食を開始したが、請負業者側の理由と注文の減少により、平成 14（2002）年 3 月をもって廃止となった。

このことに伴い、教育委員会は、平成 12（2000）年に

- 特に、「自己判断のできる年齢となった中学生は、食事は、自分で選択できるようになるべき」
- 「一人一人の発育が異なる（体の大きさ、運動をする、しない、アレルギーなど）ので個々に適した食事は、保護者が考えるべき」
- 「行政は、食事を用意出来ない子どもに手厚い援助をすべき」
- 「親子の愛情を相互に感じられる機会は残すべき」との考えに基づき、

「自校直営方式による完全給食は実施しない。」ことを基本に、

- 「弁当持参を否定しない弁当併用方式とする」

- 「自ら選択できる複数メニューとする」
- 「学校からの要望も踏まえ、学校集会や学年保護者会等に利用可能な多目的ホールを設置し、そこで食事を楽しむ環境の整備を図る」
- 「経費の軽減を図るために業者委託とすること」とする 4 本の柱を

教育委員会の方針とした「弁当併用ランチルーム方式」による昼食対策を決定し、また、事業の対象を、「弁当が作れない家庭」や「弁当が作れない時」の生徒数を概ね全生徒の 30%と見込み、昼食対策（ランチルーム）の規模を計画し、平成 16（2004）年 5 月、第一中学校、フォレストホール、平成 17（2005）年 5 月、第二中学校、ふたばルーム、平成 18（2006）年 5 月、第三中学校、せせらぎホールを段階的に開設し現在に至っている。

平成 25（2013）年 3 月、長年の懸案である老朽化した学校給食センターの建替え問題は、災害対策と食育という新たなテーマとを合体することで、災害時対応施設として建設予定地及び防衛補助による財源の目処が立ったことを契機に、災害時対応施設整備事業が本格化したことに伴い、多くの市民、団体、議会各会派から「中学校給食実施の要望」があることを受け、教育委員会では、「新学校給食センター建設の検討において、中学校給食についても検討することとする。」との見解を示した。

(2) 4つの柱の検証

ア 「弁当持参を否定しない弁当併用方式とする」について

(ア) 中学校の昼食は、弁当を基本としつつ、「弁当が作れない家庭」や「弁当が作れない時」の生徒数を概ね全生徒の 30%と見込み、ランチルームの規模を計画し実施している。中学校 3 校全てに開設した平成 18 年度のランチルームの利用状況は、23.0%であったが、年度を追うごとに利用率が向上し、平成 24 年度の実績では 28.5%となり、概ね、計画当初に見込んだ利用率となっている。

(イ) ランチルームの利用率は増加傾向にあるが、生徒総数は減少傾向にあるため、現在のランチルームの規模で対応できている。しかし、飽和状態に近い状態であり、以上のことから、今以上にランチルームの利用率の向上や生徒数の増加などが起こると、ランチルームの拡張改修を求められることが想定できる。

(ウ) アンケートの結果において、「弁当とランチルームを選択できること。」については、良いシステムとの評価である。

イ 「自ら選択できる複数メニューとする」について

(ア) 事業開始当初より献立は、ランチ、アラカルト A・B、麺類、パン類の 5 つの複数メニューを提供してきた。

(イ) アンケートの結果では、「メニューを選択できること」については、好評価である。

(ウ) ただし、「中学生になったら正しい食事の選択をできるようになってほしい。」との期待を込めた「生徒によるメニューの選択制」は、嗜好性が高く、偏ったメニューの選択が顕著であり、バランスの取れた栄養が、摂取できていないとの指摘がある。

平成 26 年度の献立からは、麺類、パンなどの単品を廃止し、ランチ A・B、アラカルトの三献立に変更するとともに、三献立とも中学生に必要な栄養摂取基準を満たす献立とする改善を行うが、「なぜ栄養バランスの良い食事とらなければならない

か」などの食育の観点が必要になると考える。

ウ 「学校からの要望も踏まえ、学校集会や学年保護者会等に利用可能な多目的ホールを設置し、そこで食事を楽しむ環境の整備を図る」について

(ア) 昼食時の利用以外の活用については、年々各学校とも利用率が上がっている。今後とも増加すると推測でき、有効活用できている。

(イ) また、学校の授業、行事だけでなく、PTA活動など幅広い活用により増加している。(参考資料(11)：多目的ホールの利用状況)

エ 「経費の軽減を図るために業者委託とすること」について

(ア) 開設当初から業者委託を実施してきた。現在、概ね3校で年間3,700万円ほどの委託料で運営を行っており、直営方式との比較では、十分な経費軽減効果があったと考える。

(イ) 業者委託については、温かく、おいしい献立を提供してくれるとの評価であり、また、業者の接遇等の対応についても、学校や生徒から良い評価である。

(3) アンケートから見る検証

平成25年6月に実施した「ランチルームアンケート」における主な意見には、次のようなものがある。

- ① 学校に金銭を持参することの課題として、食券の購入のため学校へ金銭を持参しなければならないことや価格に差があることによる問題の指摘がある。(ランチルーム方式検討・実施当初からの想定内の課題、学校に金銭を持参することへの改善はできないが、平成26年度から全ての献立を同一価格に変更する。)
- ② 価格については、学校給食費より高いとの意見がある。(ランチルーム方式検討・実施当初から想定内の課題)
- ③ 食事時間が短い、ランチルームへの移動時間が無駄、ランチルームが混雑するとの意見がある。(学校の時間割りの問題)
- ④ 「弁当持参」については、近年の猛暑を背景とした「夏場の弁当の食中毒が心配」との意見が多くなっている。(現行の弁当併用ランチルーム方式では、改善することはできない。)
- ⑤ 弁当とランチルーム利用者が一緒に(友人との)食事ができないなどの意見がある。(ランチルーム方式検討・実施当初から想定内の課題)
- ⑥ 全員を対象にしていない制度による不公平感があるとの強い意見が多くなる。(ランチルーム方式検討・実施当初から想定内の課題)
- ⑦ 公的資金扶助費の適用がないとの意見がある。(ランチルーム方式検討・実施当初から想定内の課題)
- ⑧ 選択性による偏った喫食とし、ランチ以外の偏ったメニューを好む傾向が見られるとの指摘がある。「中学生になったら正しい食事の選択をできるようになってほしい」との期待を込めて「生徒によるメニューの選択制」を実施してきた。平成26年度より献立を麺類、パンなどの単品を廃止し、ランチA・B、アラカルトの三献立に変更するとともに、三献立とも中学生に必要な栄養摂取基準とする改善を行う。

ただし「なぜ、栄養バランスの良い食事とらなければならないか」などの食育の観点が必要になると考える。

- ⑨ 人気メニューが売り切れていて希望のものが食べられないとの意見がある。(請負業者では、これまでの状況を分析し、献立ごとに調理予定数の調整を行っている。)
- ⑩ 女子には量が多いとの意見があり、男子には量が少ないとの意見がある。「量」の多い少ないについては、約59%の生徒が適量としている。現在、ご飯については、大盛り、小盛りの調整を行っている。)
- ⑪ ランチルームにおける食育が不十分との指摘がある。(ランチルーム方式検討・実施当初には想定されていなかった課題、平成4年の教育委員会の考えは、「食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることは、家庭の役割であり、責任である。」としていたが、現実的には現状の社会環境における一般的な家庭では難しい状況であり、何らかの手立てをとる必要があると考える。)
- ⑫ 「保護者の昼食の心配をしなければならない負担感」を訴える意見がある。(ランチルーム方式検討・実施当初から想定内の課題)
- ⑬ 民間業者の安全性への疑問があるとの意見がある。(ランチルーム方式検討・実施当初から想定内の課題、受託業者は、契約に基づく適正な管理と点検に努めて安全性を確保してきた。)

(4) 総括

- 「4つの柱」については、当初の目的並びに想定した事業規模で実施されており、期待された効果は十分に得ていると評価する。
ただし、ランチルーム利用率は増加傾向にあるものの生徒総数は減少傾向にあるため、現在のランチルーム規模で対応できているが、飽和状態に近い状態であり、今後ランチルームの利用率の増加や生徒数の増加などによりランチルームの拡張改修を求められることが想定できる。
- ランチルームアンケートからの検証では、ランチルームを利用したことのある生徒では、味については98%、値段については65%、量については59%、業者の対応については、ほぼ100%の生徒から満足を得ている。
- アンケートにおける意見・要望からの検証では、多くの意見・要望は、弁当併用ランチルーム方式を提案・議論した当初からのものが多い。
- しかし、この間、PDCAサイクルに則り、対応できる課題に対しては改善を加え質の向上に努めてきた。
- ただし、「中学校給食を当面見送る」ことに決定した平成4年当時の教育委員会の見解に基づき「弁当併用ランチルーム方式」を実施してきているところであるが、自己判断できる中学生になっても嗜好性が顕著であり、正しい食習慣が身につけている状況ではない。このことは自己判断できる年齢になった中学生のときこそ、食育により生涯にわたり通用する食習慣の育成や知識を身につける時期であると考える。
- 制度発足当時からの課題であるが、ランチルーム方式は、一部の生徒を対象にした制度であるため、不公平感が強く、生徒全体を対象とする方式について検討する必要があると考えるが、ランチルーム方式の充実は学校の施設の状況から極めて困

難である。

- 食物アレルギーについては、弁当併用であることや成長に応じて食物アレルギーが完治することが多く、小学生に比べて中学生の発症率が低くなることから、現時点では、中学校昼食対策における食物アレルギー対応をとっていない。
 しかしながら、小学校の学校給食における食物アレルギー対応や食物アレルギーの発症率が増加していることを考慮し、中学校のランチルームにおいても食物アレルギーの対応として、詳細な原材料を表示する「詳細献立」の対応を準備している。

総括

「弁当併用ランチルーム方式」は、優れた方式であり、当初の目的は達成している。しかしながら、生徒全員を対象とした方式でなく、現状の学校においては、施設設備の拡充は困難であり、現状の規模・方式で継続することとなり、今以上の利用には耐えられなくなると推測できる。

また、ランチルーム開設以降の食を取り巻く状況の変化により、「食育の推進」が学校教育の場に求められていることや食物アレルギーへの対応、女性の社会進出への支援などの新たな課題への対応が求められており、中学校の昼食対策については、新たな充実が必要である。

11. 中学校給食の検討結果

以上のとおり、学校給食を取り巻く状況を踏まえ、改めて学校給食の目的を確認し、学校給食の実施による社会環境や家庭環境による保護者負担の軽減や女性の社会進出支援などの側面的効果を検証し、全国及び東京都における中学校給食の実施状況や当市における学校給食費の徴収状況、中学校生活における生徒や学校施設等の状況及び食育の現状を把握し、中学校給食を実施した場合のランニングコストの試算を行った。

また、現在、実施している中学校昼食対策（ランチルーム）事業の取組や現状そして将来の予測などの検証を実施し、更なる学校給食を活用した食育の推進、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全・安心の視点から中学校の昼食のあり方について、「福生市学校給食センター運営審議会における保護者代表や小中学校校長の意見」を斟酌し、議論を重ねてきた。

その結果、平成4年の「当面、中学校給食の実施を見送る」との教育委員会の結論を導いた財政的な要因は、無償での建設用地の確保ができたこと、その規模が災害時対応機能及び食育機能を備えても中学校給食を実施することができること、建設費を防衛補助の対象にできたこと、そして、ランニングコストにおいても現状のコストとほぼ同額で実施できること。

また、「当時の中学校が落ち着いて秩序正しく給食を食べられる状況ではなかった」ことによる要因は、教師、保護者をはじめとした多くの学校関係者の長年の御尽力により、現在は、落ち着きを取り戻していると判断をする。ただし、中学校期に現れがちな情緒の不安な状況は、本市に限らず今後も向き合っていかなければならないが、学校給食を通し生徒のゆとりある中学校生活を実現することで、抜本的な要因の改善を目指すこととする。

また、現在実施している昼食対策（ランチルーム方式）は、優れた方式であり、当初の目的は達成しているが、全生徒を対象にした昼食対策の充実は、施設、設備的に困難であり、また、食物アレルギー対応や更なる食育の推進など新たな課題解決や学校給食の目的を達成する取組を目指し、さらに、育ち盛りの生徒にとって安全・安心で、栄養バランスの取れた、おいしい昼食の提供を目指すために、全生徒を対象とした中学校完全給食を実施するとの結論に至った。

なお、中学校給食の実施にあたっては、解決しなければならない課題や十分な準備、そして学校関係者等との調整が必要であり、今後、生徒・保護者、学校、教育委員会、そして、市が連携し、生徒にとって望ましい給食となるよう取り組んでいく必要がある。

12. 資料

(1) 食育基本法

第3章 基本的施策

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

【食育基本計画 ※下記は、平成23～27年度の第2次計画の内容】

第3 食育の総合的な促進に関する事項

2. 学校、保育所等における食育の推進

(2) 取り組むべき施策

(学校給食の充実)

子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心を高め理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用を推進し米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に関する情報等を子どもに伝達し、感謝の心をはぐくむ等教育にいかす取組を促進する。さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進する。

(2) 学校教育法

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

(3) 学校給食法(平成20年改正前)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に資することを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 2 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 3 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 4 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(義務教育諸学校の設置者の責務)

第4条 義務教育諸学校(※)の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

※「義務教育諸学校」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(国の補助)

第7条 略

- 2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

(4) 学校給食法(平成20年改正後)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(5) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について

中央教育審議会答申(平成20年1月)

4. 課題の背景・原因

(1) 社会全体や家庭・地域の変化

教育基本法第10条に規定するとおり、教育の第一義的な責任は家庭にある。

特に、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うとともに、睡眠時間の確保や食生活の改善といった生活習慣を確立することは、「生きる力」の基盤である。～略～しかしながら、豊かな時代を迎えるとともに、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していると指摘されている。

7. 教育内容に関する主な改善事項

(7) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

(食育)

食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的な責任は家庭にある。しかしながら、家庭の教育力が低下する中で、近年、子どもたちに偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満傾向の増大などが見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されており、学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

食に関する指導については、食事の重要性、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、望ましい食習慣の形成、各地域の産物、食文化等を理解することなどを総合的にはぐくむという観点から推進することが必要である。

そのため、食育という概念を明確に位置付け、発達の段階を踏まえつつ、各学年を通して一貫した取組を推進するとともに、給食の時間や家庭科、技術・家庭科などの関連する教科等において、食に関する指導の内容の充実を図り、学校の教育活動全体で取り組むことが重要である。その際、各教科等の指導に当たっては、子どもたちが実際に食する学校給食を教材として積極的に活用することが重要である。また、学校における食育の推進には、家庭、地域と連携を図ることが重要である。

(6) 中学校学習指導要領

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

第5章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての行き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

1 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内容

学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活用を行うことと。

(2) 適応と成長及び健康安全

ア 思春期の不安や悩みとその解決

イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ 社会の一員としての自覚と責任

エ 男女相互の理解と協力

オ 望ましい人間関係の確立

カ ボランティア活動の意義の理解と参加

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

ク 性的な発達への適応

ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(7) 小学校学習指導要領

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

第6章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動の目標及び内容

[学級活動]

1 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

[共通事項]

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

ア 希望や目標をもって生きる態度の形成

イ 基本的な生活習慣の形成

ウ 望ましい人間関係の形成

- エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解
- オ 学校図書館の利用
- カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- キ 食育の視点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(8) 就学援助の対象者及び援助項目

要保護者 : 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 準要保護者 : 市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
 援助項目 : 学用品・通学用品費、修学旅行費、通学費、給食費 など

(9) 当市における就学援助認定者の推移

就学援助認定者の推移		平成25年3月31日現在							
		単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
小学校	児童数(5月1日)	(人)	3,091	2,990	2,920	2,786	2,719	2,645	
	準要保護	申請者数	(人)	845	893	886	835	807	840
		認定者数	(人)	671	727	735	738	703	697
		認定率(対申請)	(%)	79.4%	81.4%	83.0%	88.4%	87.1%	83.0%
		認定率(対全児童)	(%)	21.7%	24.3%	25.2%	26.5%	25.9%	26.4%
	要保護者数	(人)	37	33	41	43	27	26	
	合計	(人)	708	760	776	781	730	723	
認定率(要保護含む)	(%)	22.91%	25.42%	26.58%	28.03%	26.85%	27.33%		
中学校	生徒数(5月1日)	(人)	1,520	1,490	1,431	1,404	1,343	1,291	
	準要保護	申請者数	(人)	409	435	455	453	426	441
		認定者数	(人)	347	368	380	392	370	364
		認定率(対申請)	(%)	84.8%	84.6%	83.5%	86.5%	86.9%	82.5%
		認定率(対全生徒)	(%)	22.8%	24.7%	26.6%	27.9%	27.6%	28.2%
	要保護者数	(人)	22	28	19	16	22	24	
	合計	(人)	369	396	399	408	392	388	
認定率(要保護含む)	(%)	24.28%	26.58%	27.88%	29.06%	29.19%	30.05%		
小・中学校	児童・生徒数(5月1日)	(人)	4,611	4,480	4,351	4,190	4,062	3,936	
	準要保護	申請者数	(人)	1,254	1,328	1,341	1,288	1,233	1,281
		認定者数	(人)	1,018	1,095	1,115	1,130	1,073	1,061
		認定率(対申請)	(%)	81.2%	82.5%	83.1%	87.7%	87.0%	82.8%
		認定率(対全児童・生徒)	(%)	22.1%	24.4%	25.6%	27.0%	26.4%	27.0%
	要保護者数	(人)	59	61	60	59	49	50	
	合計	(人)	1,077	1,156	1,175	1,189	1,122	1,111	
認定率(要保護含む)	(%)	23.36%	25.80%	27.01%	28.38%	27.62%	28.23%		

就学援助の基準
 ①現在、生活保護を受けている家庭
 ②当該年度中に生活保護の停止又は廃止を受けた家庭
 ③当該年度又は前年度の市民税が非課税又は減免の家庭
 ④当該年度の世帯全員の所得の合計額が認定基準額以下の家庭

(10) 当市における世帯就業の状況

<夫婦のいる世帯の就業・非就業別世帯の推移(福生市)>
(世帯数)

	総数	夫・妻とも就業	夫が就業、妻が非就業	夫が非就業、妻が就業	夫・妻とも非就業
平成2年	13,309	5,774	6,399	193	826
平成7年	14,039	5,921	6,392	314	1,206
平成12年	14,030	5,766	5,738	379	1,764
平成17年	13,428	5,584	4,770	423	1,982
平成22年	12,931	5,411	3,853	466	2,069
(参考)全国	29,135,873	12,676,196	8,507,323	1,112,364	5,628,108

(割合)

	総数	夫・妻とも就業	夫が就業、妻が非就業	夫が非就業、妻が就業	夫・妻とも非就業
平成2年	100.0%	43.4%	48.1%	1.5%	6.2%
平成7年	100.0%	42.2%	45.5%	2.2%	8.6%
平成12年	100.0%	41.1%	40.9%	2.7%	12.6%
平成17年	100.0%	41.6%	35.5%	3.2%	14.8%
平成22年	100.0%	41.8%	29.8%	3.6%	16.0%
(参考)全国	100.0%	43.5%	29.2%	3.8%	19.3%

(11) 多目的ホールの利用状況

多目的ホール利用状況

年度		生徒指導・学年学活等	PTA活動	職員研修等	課外部活	その他	計
21	一中	22	32	5	11	1	71
	二中	3	14	27	0	0	44
	三中	8	26	6	13	0	53
	小計	33	72	38	24	1	168
22	一中	18	33	3	20	0	74
	二中	8	15	29	0	0	52
	三中	12	28	6	15	0	61
	小計	38	76	38	35	0	187
23	一中	21	35	6	31	8	101
	二中	16	20	26	5	1	68
	三中	12	24	8	38		82
	小計	49	79	40	74	9	251
24	一中	36	38	9	49	7	139
	二中	30	25	30	15	0	100
	三中	24	27	26	39	1	117
	小計	90	90	65	103	8	356

(12) 検討の経緯

ア 庁議

平成 25 年 7 月 25 日（木）

（仮称）福東地域災害時対応施設（新学校給食センター）整備事業の基本計画策定等について

平成 25 年 9 月 6 日（金）

ランチルーム契約更新に伴うアンケート等集計結果について

平成 26 年 1 月 27 日（月）

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討状況）

平成 26 年 2 月 18 日（火）

中学校給食実施についての審議結果について（教育委員会における審議結果の報告）

イ 教育委員会の検討経過

平成 25 年 5 月 24 日（金）教育委員会定例会

新学校給食センターの整備計画（案）について

平成 25 年 8 月 6 日（火）教育委員会定例会

新学校給食センター建設に関する進捗状況について

平成 25 年 9 月 25 日（水）教育委員会定例会

ランチルーム契約更新に伴うアンケート等の集計結果について

平成 25 年 12 月 19 日（木）教育委員会定例会

福生市立小学校の学校給食における食物アレルギー対策検討会の設置について

平成 26 年 1 月 24 日（金）教育委員会定例会協議会

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討状況）

平成 26 年 2 月 4 日（火）勉強会

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討状況）

平成 26 年 2 月 17 日（月）教育委員会協議会

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討結果、中学校給食の基本方針、学校給食の基本理念と基本方針）

平成 26 年 2 月 18 日（火）教育委員会定例会

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討結果、中学校給食の基本方針、学校給食の基本理念と基本方針）

ウ 教育委員会の意見

- ランチルーム事業の総括をしっかりと行った上で、永年の懸案であった中学校給食実施についての結論を導き出した。
- 食育を実践できる給食、先進的な給食となるよう準備を行ってほしい。
- 中学校給食の実施は歓迎すべき。今後は今回決定した「福生市学校給食の基本理念と基本方針」に基づき学校給食が実施されるよう教育委員会としてチェックを行う必要がある。

エ 福生市学校給食センター運営審議会（市民などからの意見を聞く場）

平成 25 年 7 月 24 日（水）

新学校給食センターの整備計画（案）について

平成 25 年 11 月 13 日（水）

新学校給食センター建設について

平成 26 年 1 月 22 日（水）

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討状況）

平成 26 年 2 月 12 日（木）

災害時対応施設整備計画について（中学校給食の検討）

オ 福生市学校給食センター運営審議会における主な意見

- 中学校給食を実施してほしい。
- 市として中学校給食を実施したいと考えているのか。
- 26 市で最後に実施するのであれば、良いものにしていかなければならない。
- 学校における環境を十分に整えて実施すべきではないか。
- 食缶提供を実施してほしい。
- 食缶方式を採用している他の自治体は、時程などの問題にどのように対応しているのか
- 高校になると弁当になるので、中学校が弁当でも負担にならない。
- 弁当であれば、体調により調節できる。
- 本人が弁当を作るようになれば、家庭科の学習になる。
- 女性も働く時代となっているので、学校給食はその一助となる。
- 残菜については、小学校と同じ味付けならば食べなれているので大量にでることはない。
- 喫食時間が短くても食缶方式で実施している市がある。
- 弁当を作っているが、やはり冷凍物にたよることがある。
- 好き嫌いが多く、子どもがランチルームを利用してくれないため、部活もあると土・日も弁当を作ることになる。現状は、子どもの成長を考え食べてほしいと弁当を作っている。
- 他の自治体が中学校給食を実施しているのに、福生市で未実施は・・・。
- 中学校の時間割を変更できないのか。
- 現行の教職員の勤務体制では、配膳・片付けは確保できない。
- 食缶方式では、生徒の昼休みが確保できない。
- 食缶方式で中学校給食を実施するとなるとカリキュラムを達成することは難しい。土曜日に授業を実施するなどの抜本的な見直しが必要となる。
- 職員の勤務時間の関係が時間割に関係している。
- 生徒自ら配膳する方法が、「食育」なのか。
- 検討している個食配膳提供 2 案と食缶配膳提供は実施可能なのか
- 中学校給食を実施するとなると食材の確保は可能か
- 他の自治体の中学校給食の配膳方法などの状況はどうなっているのか
- 東久留米市などはランチボックスを採用している。（人気がない。）
- 好みの味でないと「まずい」となり大量の残菜が発生する。
- 一人に一つ配る「数物」がなくなるようなことが発生する。
- 現状の生徒の生活は落ち着きを見せいているが、安心はできない。
- 三中での小荷物昇降機は設置可能か
- しっかり給食を食べる、完食することで栄養が摂取でき、風邪をひきにくい丈夫な体が作られる。

- 残菜や冷凍食品などいろいろ問題があるからこそ学校給食、食育が重要である。

カ PTA等との懇談

- 平成 25 年 10 月 4 日 六小 PTA
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、中学校給食)
- 平成 25 年 10 月 11 日 四小 PTA
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、中学校給食)
- 平成 25 年 10 月 22 日 七小 PTA 役員会
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、中学校給食)
- 平成 25 年 10 月 30 日 三小 PTA 役員会
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、アレルギー、中学校給食)
- 平成 25 年 11 月 2 日 七小 PTA 運営委員会
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、中学校給食)
- 平成 25 年 11 月 8 日 二小 PTA
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、中学校給食)
- 平成 25 年 11 月 20 日 一小 PTA 運営委員会
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、アレルギー、中学校給食)
- 平成 25 年 11 月 22 日 五小 PTA
(出席要請、全体スケジュール、建設予定地、防衛補助、中学校給食)
- 平成 25 年 12 月 6 日 三小 PTA 運営委員会 (食器)
- 平成 26 年 1 月 10 日 六小 PTA 運営委員会 (食器・食缶、検討状況)
- 平成 26 年 1 月 18 日 二中 PTA 役員会 (基本理念・基本方針、検討状況)
- 平成 26 年 1 月 25 日 三小 PTA 運営委員会 (食器・食缶、基本理念・基本方針、検討状況)
- 平成 26 年 2 月 7 日 二小 PTA 運営委員会 (食器・食缶、基本理念・基本方針、検討状況)

キ PTA等との懇談における主な意見

- 中学校給食を実施してほしい。
- 中学校の昼休みを伸ばしてほしい。
- 他市の状況をみれば、中学校給食を実施することは当たり前と思う。
- 実施していない経過がよくわかった。検討の内容をみれば中学校給食は実施できるのではないか。
- いろいろ検討していますが、小学校と同じ「食缶提供」で実施してほしい。
- 食器は、割れやすくまた重くなり、先生や給食の負担になるが、陶磁器で実施してほしい。
- 陶磁器で実施してほしいが、割れやすいので、破片が心配。掃除機などの用意をしてほしい。
- 樹脂の食器で十分ではないか。(一人)
- 食物アレルギーについては、学校の先生、学校給食課の心配は重々理解をしている。実施してほしい気持ちはあるが、慎重にすべき。学校の先生との日々の相談が重要であると考えている。給食センター・学校・保護者が密に連携していかなければならないと思う。

福生市立中学校給食の基本方針

平成26年2月18日 福生市教育委員会定例会決定

本市の中学校の給食は、昭和50年から議論を重ね、平成元年に発足した中学校給食審議会が教育委員会から「中学校給食の是非について」の諮問を受け、平成3年「自校直営方式による完全給食を実施することが望ましい。」とする答申を行った。

しかし、教育委員会は、新たな中学校給食を実施するための建設用地の確保や建設費、運営費などの財政的な理由やさらに当時の中学校の状況を背景とした生徒による配食の問題等による学校(教員)の反対などにより、「学校給食は、貧困の時代を補う制度であり、現在は飽食の時代である。」「子どもたちの食事の好みも多様化し、画一的な給食を実施することは困難である。」「食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身につけることは、家庭の役割であり、責任である。」「現行の教育課程では、単に食べるだけの給食になり教育活動としての使命を果たすことが困難である。」「自校直営方式の実施については、現行の学校施設、設備等では実施しづらい環境である。」「効果的な中学校給食の実現を目指すためには、長期的な展望に立ち、検討、研究を行うことが望ましい。」「やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない子どもに対する対応策を考える必要がある。」とし、「当面、中学校給食の実施を見送る」決定を行った。

平成8年9月、「やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない子どもたちへの対応策」として、「調理配達販売方式(デリバリーランチ)」を実施したが、請負業者側の理由と注文の減少により、平成14年3月をもって廃止となった。

このことに伴い、教育委員会は、平成12年に「学校給食は、貧困の時代を補う制度であり、現在は飽食の時代である。」特に、「自己判断のできる年齢となった中学生は、食事は、自分で選択できるようになるべき」、「一人一人の発育が異なるので個々に適した食事は、保護者が考えるべき」、「行政は、食事を用意出来ない子どもに手厚い援助をすべき」、「親子の愛情を相互に感じられる機会は残すべき」とし、この考えに基づき、昼食対策として「自校直営方式による完全給食は実施しない。」ことを基本に、「弁当持参を否定しない弁当併用方式とする。」「自ら選択できる複数メニューとする。」「学校からの要望も踏まえ、学校集会や学年保護者会等に利用可能な多目的ホールを設置し、そこで食事を楽しむ環境の整備を図る。」「経費の軽減を図るために業者委託とすること」とする4本の柱を教育委員会の方針とし、「弁当が作れない家庭」や「弁当が作れない時」の生徒を対象に、家庭からの弁当を基本とし複数メニューから生徒自ら選択できる昼食対策(ランチルーム)事業及び希望制のミルク給食を実施してきた。

一方、学校給食を取り巻く状況は、今日では、食糧事情は改善されたもの子どもたちの食生活においては、孤食や朝食欠食率の増加、偏食や不規則な食事、食物アレルギー対応など新たな問題が指摘され、これらを踏まえ、国においては、平成17年に食育基本法が施行され、学校給食が食育推進の基本的施策の一つとして位置づけられた。

さらに、平成20年に学校給食法が改正され、食の大切さや文化、栄養バランスなどを学ぶ「食育」の観点が発達し、学校給食の目標についても、食育の観点から「協同の精神」「生命・自然を尊重する精神」「環境の保全に寄与する態度」「勤労を重んずる態度」の養成や「伝統的な食文化」への理解などの項目が加わり、学校給食を活用した食育の充実が新たに定められた。

そうした中、平成25年3月、本市において長年の課題であった老朽化した2箇所の小学校を対象とした学校給食センターの建替え予定地が確保でき、また建設においても「防災」と「食育」を基本とし、平時は学校に給食を提供する「災害時対応施設」として、国の補助対象とする目処がたったことを契機に、「中学校給食の実施を求める」保護者などの御意見御要望や議会各会派からの御要望を踏まえ、「災害時対応施設整備基本計画」を策定する中で、中学校給食の実施の有無について検討することとした。

その後、教育委員会では、学校給食を取り巻く状況を踏まえ、改めて学校給食の目的を確認し、学校給食の実施による社会環境や家庭環境による保護者負担の軽減や女性の社会進出支援などの側面的効果を検証し、全国及び東京都における中学校給食の実施状況や本市における学校給食費の徴収状況、中学校生活における生徒や学校施設等の状況及び食育の現状を把握し、中学校給食を実施した場合のランニングコストの試算を行った。

また、現在、実施している中学校昼食対策(ランチルーム)事業の取組や現状そして将来の予測などの検証を実施し、更なる学校給食を活用した食育の推進、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全・安心の視点から中学校の昼食のあり方について、「福生市学校給食センター運営審議会における保護者代表や小中学校校長の意見」を斟酌し、議論を重ねてきた。

その結果、平成4年の「当面、中学校給食の実施を見送る」との教育委員会の結論を導いた財政的な要因は、無償での建設用地の確保ができたこと、その規模が災害時対応機能及び食育機能を備えても中学校給食を実施することができること、建設費を防衛補助の対象にできたこと、そして、ランニングコストにおいても現状のコストとほぼ同額で実施できること。また、「当時の中学校が落ち着いて秩序正しく給食を食べられる状況ではなかった」ことによる要因は、教師、保護者をはじめとした多くの学校関係者の長年の御努力により、現在は、落ち着きを取り戻しているとの判断に至った。

なお、「中学校期に現れがちな情緒の不安な状況は、本市に限らず今後も発生する」との指摘があるが、学校給食を通し生徒のゆとりある中学校生活を実現することで、抜本的な要因の改善を目指すこととした。

また、現在実施している昼食対策(ランチルーム方式)は、優れた方式であり、当初の目的は達成しているが、全生徒を対象にした昼食対策の充実、施設、設備的に困難であり、また、食物アレルギー対応や更なる食育の推進など新たな課題解決や学校給食の目的を達成する取組を目指し、さらに、育ち盛りの生徒にとって安全・安心で、栄養バランスの取れた、おいしい昼食の提供を目指すために、全生徒を対象とした中学校完全給食を実施するとの結論に至り、「福生市立中学校給食の基本方針」を次のとおり決定する。

なお、中学校給食の実施にあたっては、解決しなければならない課題や十分な準備、そして学校関係者等との調整が必要であり、今後、生徒・保護者、学校、教育委員会、そして、市が連携し、生徒にとって望ましい給食となるよう取り組んでいく必要がある。

- 1 中学校完全給食の実施を前提に、災害時対応施設整備基本計画を策定する。
- 2 災害時対応施設の重要な機能として「食育推進機能」を盛り込み、災害時対応施設整備基本計画を策定する。
- 3 学校給食を活用したさらなる食育の充実を図る。
- 4 安全・安心な給食を提供する。
- 5 中学生がおいしいと言って貰える給食を全校に提供する。

福生市災害時対応施設整備基本計画

平成 26 年 6 月

発行 福生市

(事務局) 福生市 総務部安全安心まちづくり課

教育委員会事務局学校給食課

住所：東京都福生市本町 5 番地

電話：042-551-1511